

# 障がいがある方とともに 働くためのセミナー

鳥取労働局、ハローワーク、鳥取県では、平成30年施行の「障害者法定雇用率の算定基礎の対象に精神障がい者が追加」されること、本年4月1日に施行された「障がい者に一定の配慮を提供する等」を内容とする「合理的配慮指針」の説明と併せて障がいに対する理解を深め、雇用の場を拡大することを目的としたセミナーを開催します。皆様のご参加を心からお待ちしております。

## 開催日及び会場

〈東部会場〉 平成28年9月8日(木)

とりぎん文化会館 小ホール (鳥取市尚徳町101-5)

〈中部会場〉 平成28年9月1日(木)

倉吉未来中心 セミナールーム3 (倉吉市駄経寺町212-5)

〈西部会場〉 平成28年9月5日(月)

米子コンベンションセンター 小ホール (米子市末広町294)

## 時間

各会場 13時30分～16時20分



## 主な内容

### ○第1部 発達障がいと合理的配慮について

- ① 発達障がい者が語る発達障がいとは・・・。周りに望む配慮とは・・・。
- ② 障がい者就労支援機関が語る、精神障がい、その他の障がい者に対する配慮について

### ○第2部 障がい者を雇用する企業、支援する医療の声

- ① 精神障がい者の雇用経験のある事業所からの報告
- ② 精神障がい者を支援する医療現場からの報告

など

## 対象とお申込方法：

障がい者雇用の有無に関わらず全ての事業所、支援機関、学校関係、医療機関、その他障がい者雇用に関心のある方を対象としています。会場、資料等の都合上、各会場開催日の1週間前までに各会場を管轄するハローワークに「参加申込書」の提出をお願いします。

## お問合せ先

鳥取労働局 職業対策課 担当：加島

(鳥取市富安2-89 TEL：0857-29-1708 FAX：0857-22-7717)